

## 海技免許講習

### (船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項)

#### (1) 指定・登録基準

船舶職員及び小型船舶操縦者法

(登録の要件等)

#### 第十七条の二

国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第一の上欄に掲げる海技免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免許講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続きは、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 (略)

別表第一（第十七条の二関係）(略)

#### (2) 指定・登録法人

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会関東

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会中部

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船1-5-8

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会近畿  
指定・登録時期 : 平成16年 3月  
法人の連絡先 : 〒559-0032 大阪府大阪市住之江区南港2-1-51  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)四国船舶職員養成協会  
指定・登録時期 : 平成16年 3月  
法人の連絡先 : 〒761-0101 香川県高松市春日町1706  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)尾道海技学院  
指定・登録時期 : 平成16年 3月  
法人の連絡先 : 〒722-0025 広島県尾道市栗原東2-18-43  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一社)広島海技学院  
指定・登録時期 : 平成16年 3月  
法人の連絡先 : 〒734-0012 広島県広島市南区元宇品町41-18  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)関門海技協会  
指定・登録時期 : 平成16年 3月  
法人の連絡先 : 〒750-0066 山口県下関市東大和町2-3-25  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (公財)日本船員雇用促進センター  
指定・登録時期 : 平成17年 5月  
法人の連絡先 : 〒104-0044 東京都中央区明石町1-29 掖済会ビル  
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等  
特になし